

HOME 海外ビジネス情報 国・地域別情報 北米 米国 貿易・投資相談Q&A 日本からの輸出に関する相手国の制度など  
米国のUNIFORM COMMERCIAL CODE(米国統一商法典)

米国の

- 世界のビジネスニュース (通商弘報)
- イベント情報
- 基礎データ
- 貿易為替制度
- 投資制度
- 統計
- 貿易・投資相談Q&A
- 調査レポート
- 動画レポート
- 知的財産に関する情報
- 産業別情報

- 食品・農林水産物
- ファッション・繊維
- 機械・機器
- 環境・エネルギー
- コンテンツ
- デザイン

- 物流セキュリティ規制に関する情報
- バイオテロ法に関する情報
- ビジネスライブラリーおすすめ資料

アジア

オセアニア

北米

- カナダ
- 米国

中南米

欧州

ロシア・CIS

中東

アフリカ

日本

検索・比較

統計ナビ



米国の



貿易・投資相談Q&A

日本からの輸出に関する相手国の制度など

米国のUNIFORM COMMERCIAL CODE(米国統一商法典)

Q. 貿易取引などでよく出てくる米国のUNIFORM COMMERCIAL CODE(ユニフォーム・コマーシャル・コード、以下U.C.C.)について教えてください

A.

世界の貿易に関する法律は、従来英国物品売買法(Sale of Goods Act)がベースになっていましたが、1953年改訂のインコタームズ(I.C.C.;国際商業会議所制定)と、1962年のこのU.C.C.が、貿易の基本条件に関する公正で、ビジネスライクな法規を提供するものとして、以降主流となり、改訂されつつ今日に至っています。

そもそもU.C.C.は、1952年に作成されましたが、アメリカ合衆国の連邦法ではなく、単なる法案モデルにすぎません。しかし、大半の州が、若干の修正を加えつつも州法として採択しているために、実質的にアメリカの連邦商事法的な地位を与えられています。内容的には日本の民法と商法にまたがる領域を含むものと言えます。

憲法を始め公法の一部、特に、特許・関税・独禁法等の一部の行政法や私法においては連邦法が制定されていますが、アメリカ法のベースは各州法となっています。ところが、米50州がそれぞれ異なる法律を持っているため、もし商取引上で問題が起こり、それが複数の州にまたがるような事件になった場合には、法秩序の維持統制が取れなくなってしまうかおぼやかせません。

このような視点から、連邦法の適用対象外で、連邦法では一律に規制し得ない分野について、民間から「アメリカ法の統一」運動(統一州法運動)が起りました。この運動を通して、もっとも成功した統一法案といわれるU.C.C.が1951年に各州の立法府に提案されました。1954年にペンシルヴェニア州が採択したのを皮切りに、漸次他の州にも広がり、修正されつつも、1962年には、ほぼ全州で採択されました。現在残るルイジアナ州(フランス法系)が部分採択している以外は、全49州で採択されています。なお、その後各州で、頻りに改正が行われ、例えば物品売買契約違反事件の出訴期間はUCCでは4年(延長しても1年以内)と規定されていますが、ネブラスカ州や、オクラホマ州では5年、サウスカロライナ州や、ウィスコンシン州では6年と変更されています。また、ネット取引など新しい商取引形態が出現するに伴い法典自体も(特に第9編に於ける担保法、債権流動化、証券化など)、各州で頻りに改正が検討され、そして実際に改正が行われています。

一件の商取引(Commercial Transactions)を行う上で、通常生ずるほとんど総ての局面について、取引の流れに沿って広く取扱い、規定、構成は以下のとおりです。

第1編:総則、第2編:売買、第2編A:リース、第3編:流通証券、第4編:銀行預金及び銀行取り立て、第4編A:資金移動、第5編:信用状、第6編:許書の大量売却、第7編:倉庫証券・運送証券その他の権原証券、第8編:投資証券、第9編:担保取引---先掛債権及び動産抵当証券の売買、第10編:施行期日及び廃止規定、第11編:経過規定。

最近の改定は1999年に行われました。特に、先掛金債権や棚卸資産を担保とした融資であるABL(Asset Based Lending)に関して、その登記制度を含めた規定が目立っています。日本では、ソフトウェアに係る知的財産権のライセンス契約法理としてのU.C.C. 2B草案(コンピューター情報取引)の改正動向に注目が集まったのですが、これは、U.C.C.から切り離されて、アメリカ統一コンピューター情報取引法(UCITA)として1999年7月に採択されました。U.C.C.はいわば「代理母」の機能を果たしたのだと言われています。ごく最近のU.C.C.近辺ではGlobal Consumer Online Dispute Resolution(ODR)System(グローバル消費者ネット訴訟システム法案)などの検討も行われています。

また、U.C.C.は上記の通り、法規の案文(モデル法文)であって、米国の各州においてその法文が法律として採択されて初めて制定法(各州の州法)となるものです。各州では、モデル法文を修正の上、採択しているケースが多いため、U.C.C.という同じ名称・同じ条文タイトルの規定があっても、ある州と他の州の規定では規定の内容が同じとは必ずしも言えないことがあります。この点を良く確認する事が大切です。

参考資料・情報:

- 「アメリカビジネス法」西川郁生著 1993年中央経済社
- 「国際契約と米国統一商法典」坪田潤二郎著(「海外商事法務」NO.113所載)
- 「ソフトウェアに係る知的財産権に係るライセンス契約法理の動向についての調査研究報告書」(平成10年 財団法人ソフトウェア情報センター)調査
- 田澤元章著「アメリカ統一商法典(UCC)の概要」: <http://www.imes.boj.or.jp/japanese/jdps/2000/00-J-26.pdf>

おすすめ情報

駐在員からの活情報  
北米環境・エネルギー便り  
メルマガ登録受付中  
GREEN INNOVATIONS JETRO PARTNERSHIP  
月2回 無料

世界最大のバイオイベントへの参加を支援します!  
BIO2012  
ジャパン・パビリオン  
6.18-21 米国・ボストン

2011年度ジェトロ北米環境  
ビジネス・チャレンジ  
応募します  
◆北米市場でのPR  
◆北米企業とのパートナーシップ  
GREEN INNOVATIONS JETRO PARTNERSHIP

ジェトロの本

北米新エネルギー・環境ビジネスガイドブック  
購入ページへ

再生可能エネルギーなど関心が高い分野を網羅、ビジネス情報を分かりやすくまとめる。

「米国経済の基礎知識」  
購入ページへ

これを読めば米国経済・政治・通商の「いま」と「今後」がすべて分かる一冊である。

メールマガジン

北米ライフスタイル・ビジネス最新線  
米国のライフスタイル関連の市場情報などをお届けします。

ジェトロ海外事務所のページ

- アトランタ
- サンフランシスコ
- シカゴ
- ニューヨーク
- ヒューストン
- ロサンゼルス

角 紀代恵著「統一商法典第9編の改正について」: <http://www.imes.boj.or.jp/jdps98/98-J-07.pdf>



<http://www.katch.ne.jp/~heday/pandora.htm>

鈴木 淳人 著「米国統一商事法典第9編の改正について」: <http://www.imes.boj.or.jp/jdps99/99>

-J-02.pdf  

調査時点: 2010/09

記事番号: A-011046

#### 関連情報

##### 各国・地域データ

米国: 輸出入手続き  
米国: 貿易管理制度

##### 調査レポート

米国の新たな自由貿易協定(FTA)の動き(2011年12月)

印刷 

[▲ このページのTOPへ](#)

**アンケートにご協力ください**    
ご回答いただいた方に  
ジェトロ・ウェブサイト ユーザーアンケート 抽選でプレゼント  
[▶ 詳しくはこちら](#)